

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第4号

八幡浜市真網代地区内において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月29日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 平成29年12月6日午前11時30分ごろ、八幡浜市真網代戊65番地9先国道378号線において、市所有の車両が市道小網代線から右折時に一度で右折できず後進した際に、後方不注意により、相手方の所有する駐車場の底部に接触し、損害を与えた。

このため、民法（明治29年法律第89号）第715条第1項の規定に基づき、同駐車場の底部に係る修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、本件に関し、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。
- (3) 損害賠償の額 50,760円

